

# 江戸川区幼児二人同乗用自転車購入費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、幼児二人同乗用自転車を購入する費用を、予算の範囲内で江戸川区（以下「区」という。）が助成し、もって幼児二人同乗用自転車の普及の促進を図り、幼児（六歳未満の者をいう。以下同じ。）二人を同乗させる際の自転車の利用の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、「幼児二人同乗用自転車」とは、運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車であつて、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

(助成の対象者)

第三条 助成の対象となる者は、区内に住所を有する者であつて、自らが養育する幼児を同乗させるため、幼児二人同乗用自転車を購入したものとす。

(助成の額)

第四条 助成の額は、幼児二人同乗用自転車を購入した費用の二分の一に相当する額（百円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、四万円を限度とする。

(助成の申請等)

第五条 前条に規定する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

幼児二人同乗用自転車を購入したことを証明することができる書類を添えて、  
区長に申請するものとする。

2 前項の申請は、申請者の属する世帯一台限りとする。

（助成の決定）

第六条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査したうえで助成の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第七条 区長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第八条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

東京都道路交通規則（昭和四十六年東京都公安委員会規則第九号）の改正によ

り、安全性に配慮した自転車に限り、幼児二人の同乗が認められたことに伴い、幼児二人同乗用自転車の普及の促進を図る必要があるので、本案を提出いたします。